１．留意事項

(1) 届出期限：毎年１１月３０日まで

(2) 届出者

1)麻薬診療施設：麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者）

2)麻薬研究施設：麻薬研究者ごと

3)麻薬小売業者：開設者

(3) 上記届出者は、前年１０月１日に所有した麻薬、本年９月３０日の手持麻薬及びその期間内に受け入れ、払い出した麻薬の品名・数量を届け出なければなりません。

(4) 届書の記載間違いによる訂正には、再提出をお願いすることがあります。郵送で提出された場合は、再提出をお願いすることがあります。

(5) 麻薬卸売業者は半期ごとの報告を別途提出のため、麻薬年間届は不要です。

２．記載上の注意

(1) 「麻薬免許の種類」欄は、管理・施用・研究・小売業者のうち免許を受けている業種１種を丸で囲んでください。麻薬管理者のいる施設にあっては 管理 を丸で囲んでください。

(2) 「麻薬免許証の番号」欄には、以下の免許番号を記載してください。

1)麻薬診療施設：麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）の免許番号

2)麻薬研究施設：麻薬研究者の免許番号（麻薬研究者ごと）

3)麻薬小売業者：麻薬小売業者の免許番号

(3) 「氏名」欄には、以下のとおり記載してください。

1)麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）の氏名

2)麻薬研究者の氏名

3)麻薬小売業者（開設者）の氏名

　　　なお、開設者が法人の場合は、法人名、代表者名

(4) 「品名」欄には、品名及び含有量（又は容量）を記載し、同じ品名であっても含有量が異なれば別品目として記載してください。

また、予製剤の倍散・倍液・配合剤については原末に換算することなく処方内容を明記し、それぞれ別品目として記載してください。

(5) 「前年１０月１日に所有した数量」欄には、前年度提出した麻薬年間届の数量と確認のうえ記載してください。

(6) 「受入数量」欄には、麻薬診療施設・麻薬小売業者にあっては、その期間内に予製剤として製造した麻薬、再使用のため受け入れた麻薬を含めた受入数量を記載してください。

また、麻薬研究者にあっては、その期間内に製造・製剤した麻薬を含めた受入数量を記載してください。

(7) 「払出数量」欄には、麻薬診療施設・麻薬小売業者にあっては、その期間内に予製剤のため使用した麻薬、廃棄した麻薬を含めた払出数量を記載してください。また、麻薬研究者にあっては、その期間内に廃棄した麻薬を含めた研究のために使用した払出数量を記載してください。

(8) 「本年９月３０日の手持数量」欄には、麻薬帳簿と照合のうえ記載してください。

(9) 「備考」欄には、その期間中に麻薬廃棄届で廃棄した数量並びに事故のあった数量を、届出日とともに記載してください。

なお、調剤済麻薬廃棄届を提出した麻薬数量については記載する必要はありません。

３．提出部数

大阪市、堺市、東大阪市に所在する麻薬業務所にあっては、届書１部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の地域にあっては、届書２部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出してください。（郵送での提出も可能です。）